

職場の受動喫煙防止対策に係る説明会開催のお知らせ

(厚生労働省委託事業)

青森労働局 労働基準部 健康安全課
一般社団法人 上北労働基準協会
(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会青森支部

平成 26 年 6 月 25 日に「労働安全衛生法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 82 号)が公布され、平成 27 年 6 月 1 日から施行されました。

「労働者の受動喫煙を防止するため、事業者及び事業場の実情に応じた措置」が事業者の努力義務となりましたので、今後は、各々の事業場の実態把握とその結果に基づき実行可能な措置のうち最も効果的な措置を講ずるよう努力することが求められています。

厚生労働省では、受動喫煙防止対策に取り組む事業者に対して各種の支援事業を実施しています。このたび、その一環として労働安全衛生法の一部を改正する法律の内容を含む「職場の受動喫煙防止対策」について、事業場の経営者、人事・労務・安全衛生担当者の理解を図るとともに、その進め方を提案するための「説明会」を下記により開催することとしましたので、ふるって御参加いただきますようご案内申し上げます。

記

対象：事業場の経営者、人事・労務・安全衛生担当者など

日時：平成 28 年 11 月 21 日(水) 時間：13:00 から 14:00

場所： 富士屋グランドホール (十和田市東一番町 2-28)

内容：① 受動喫煙による健康への有害性
② 職場における受動喫煙防止対策に関する推進体制及び施設整備
③ 職場の受動喫煙防止対策に関する規制の現状と今後の展望、支援制度の取組
④ 受動喫煙防止対策に取り組んだ事業場における好事例の紹介
(厚生労働省の支援制度(助成金制度を含む)についても紹介します。)

参加要領：参加申込書に事業名、参加者名、ご連絡先の電話番号を記載して下記ファックス番号までお申し込みください。

FAX 0176-24-2088 (一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会青森支部

参加料： 無料

定 員： 100名程度

申込期日： 平成 28 年 11 月 10 日(木)

職場の受動喫煙防止対策に係る説明会申込書

(FAX: 0176-24-2088)

11 月 21 日説明会へ参加します。

企業又は団体等の名称

ご連絡先 TEL

FAX

参加者名

※ 参加申込書に記入いただいた情報は本講習以外使用いたしません。

(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会青森支部連絡先

〒034-0082

青森県十和田市西二番町 13 番 22 号

TEL 0176-23-7476

FAX 0176-24-2088